

# 兵庫県公報

平成28年8月5日 金曜日 第2821号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	1
○ 土地改良区の清算人の退任の届出（同）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	3
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	3
○ 西神第3地区工業団地造成事業に係る工事完了の届出（神戸県民センター）	3
公 告	
○ 平成29年度兵庫県立森林大学校入学試験の実施（林務課）	4
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	8
病院局公告	
○ 入札公告	8
公安委員会告示	
○ 警備業法に基づく直接検定の実施	14

## 告 示

### 兵庫県告示第714号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成28年8月5日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 幡多土地改良区

退任役員

役員の区分  
理事

氏 名  
武田利生

住 所  
南あわじ市八木新庄578番地2

#### 東条土地改良区

退任役員

役員の区分  
監事  
同  
同

氏 名  
今田耕一  
岩本桂介  
藤原愛千

住 所  
加東市秋津1795番地  
同 市岡本1500番地1  
同 市厚利162番地3



### 兵庫県告示第715号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年8月5日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日

上西土地改良区	平成28年 5 月 17 日
兵庫県東播土地改良区	平成28年 5 月 19 日
神戸市上津橋土地改良区	平成28年 5 月 23 日
道場堰土地改良区	平成28年 5 月 30 日
江井ヶ島土地改良区	平成28年 6 月 1 日
神戸市西戸田土地改良区	平成28年 6 月 15 日
打越土地改良区	平成28年 7 月 19 日



**兵庫県告示第716号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第 4 項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の退任の届出があった。

平成28年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**東条土地改良区**

氏 名	住 所
前 川 公 生	加東市黒谷495番地 2
小 池 敏	同 市秋津249番地
都 倉 和 保	同 市秋津415番地
都 倉 英 隆	同 市秋津1148番地
井 上 克 弥	同 市秋津1663番地
水 口 逸 男	同 市少分谷387番地
松 本 剛	同 市長貞212番地
竹 下 温 雄	同 市長貞649番地
安 居 年 明	同 市長貞1488番地
坂 本 和 典	同 市森181番地
柴 崎 晃 佳	同 市岡本303番地
中 埜 肇	同 市岩屋375番地
平 川 德 幸	同 市新定359番地
岸 本 茂 和	同 市吉井522番地 4
山 本 信 男	同 市小沢438番地
藤 原 昌 宏	同 市栄枝758番地 1
大 西 弘 之	同 市厚利346番地
吉 田 芳 博	同 市松沢487番地
長 濱 順 一	同 市東垂水34番地



**兵庫県告示第717号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成28年 7 月 22 日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる。

平成28年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	千草地区	平成28年 8 月 5 日から 同 月25日まで	洲本市役所 五色庁舎



**兵庫県告示第718号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成28年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
西宮市塩瀬町名塩字中南畑167・176・177（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、阪神北県民局阪神農林振興事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第719号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成28年 8 月 5 日から 2 週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成28年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 2号	明石市立石1丁目5番8から 同 市和坂字古池林478番5まで	旧	10.0から 24.0まで	1,260.0	
	明石市立石1丁目4番1から 同 市和坂字古池林478番1まで	新	19.0から 36.0まで	1,260.0	一部 予定地



**兵庫県告示第720号**

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）第26条第1項の規定に基づき、神戸国際港都建設工業団地造成事業西神第3地区工業団地造成事業に係る工場等の敷地の造成に関する工事が次のとおり完了した旨、神戸市長から届出があった。  
平成28年 8 月 5 日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 工事が完了した工区の名称  
第16-1工区、第17-5工区及び第17-6工区
- 2 工事が完了した地域の名称  
神戸市西区見津が丘6丁目1343-10 外39筆
- 3 工事完了年月日  
平成28年7月13日
- 4 事業の施行計画を定めた者の住所及び氏名  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市 代表者 神戸市長 久元喜造

## 公 告

## 平成29年度兵庫県立森林大学校入学試験の実施

兵庫県立森林大学校管理規則（平成28年兵庫県規則第38号）第7条第2項の規定により、平成29年度兵庫県立森林大学校入学試験を次のとおり実施する。

平成28年8月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 定員及び募集方法
  - (1) 定員 20名
  - (2) 募集方法
    - ア 推薦入学試験（募集人員は定員の半数程度）
    - イ 前期一般入学試験（募集人員は定員の半数程度）
    - ウ 後期一般入学試験（募集人員は若干名、ただし、ア及びイの合格者で定員に達した場合は実施しない。）
  - (3) 課程  
森林林業専門課程
- 2 教育期間  
2箇年
- 3 入学試験
  - (1) 推薦入学試験
    - ア 試験日時  
平成28年11月11日（金）午前9時から
    - イ 試験場所  
神戸市中央区下山手通6-3-28  
兵庫県中央労働センター
    - ウ 試験科目
      - (7) 筆記試験（小論文）
      - (4) 面接試験
    - エ 受験資格  
次の条件を満たす者
      - (7) 本県の森林林業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、40歳以下（平成29年4月1日現在）の者で、次のいずれかに該当する者
        - a 学校教育法に規定する高等学校を卒業した者（平成29年3月卒業見込の者を含む）
        - b 知事がこれらと同等以上の学力があると認めた者
      - (4) 次の条件を満たし、当該高等学校長等が責任をもって推薦できる者
        - a 将来、森林林業の発展に貢献しようとする意志が強く、森林大学校卒業後、林業分野への就業を志し、地域のリーダーとして活躍しようとする者
        - b 本校を専願する者
        - c 学業成績は、調査書の評価平均で3.0以上であり、人物及び健康に優れている者
    - オ 受験手続
      - (7) 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号〔縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル〕以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、250円分の切手を貼り付けたもの）を同封し、農政環境部農林水産局林務課宛てに申し込むこと。

(イ) 提出書類

次の書類を郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料2,200円は、出願書類の受付後、受験票とあわせて納付書を送付するので、納付書に記載する期日までに、納付書に記載する金融機関で納入し、領収書を試験当日に持参すること。

a 入学願書

b 受験票

氏名、出身高等学校名を記入し、写真は履歴書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。

c 受験票送付用封筒

定型封筒(角型2号)に受験者の住所・氏名を記載し、120円分の切手を貼り付けたものを同封すること。

d 履歴書

本人自筆の上、写真を貼り付けること。

e 調査書

出身高等学校長が作成し、厳封したものであること。

f 添付書類

出身高等学校長の推薦書

(ロ) 提出期間

平成28年10月13日（木）から同月26日（水）まで。郵送の場合は、出願期間の最終日付の消印まで有効とする。

(ハ) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県農政環境部農林水産局林務課 森林大学校開設班

カ 合格発表

平成28年11月18日（金）午前10時に兵庫県庁掲示板において掲示するとともに、同日同時刻に県ホームページにおいても公表する。また、受験者には可否にかかわらず書面により通知する。電話による問合せには一切応じない。

キ 受験についての問合せ先

兵庫県農政環境部農林水産局林務課 森林大学校開設班  
電話（078）362-3601、3603

(2) 前期一般入学試験

ア 試験日時

平成28年12月16日（金）午前9時から

イ 試験場所

神戸市中央区下山手通6-3-28

兵庫県中央労働センター

ウ 試験科目

(イ) 筆記試験

a 国語（古文及び漢文を除く。）

b 数学I

(ロ) 面接試験

エ 受験資格

本県の森林林業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、40歳以下（平成29年4月1日現在）の者で、次のいずれかに該当する者

(イ) 学校教育法に規定する高等学校を卒業した者（平成29年3月卒業見込の者を含む）

(ロ) 知事がこれらと同等以上の学力があると認めた者

オ 受験手続

## (7) 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号〔縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル〕以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、250円分の切手を貼り付けたもの）を同封し、農政環境部農林水産局林務課宛てに申し込むこと。

## (i) 提出書類

次の書類を郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料2,200円は、出願書類の受付後、受験票とあわせて納付書を送付するので、納付書に記載する期日までに、納付書に記載する金融機関で納入し、領収書を試験当日に持参すること。

## a 入学願書

## b 受験票

氏名、出身高等学校名を記入し、写真は履歴書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。

## c 受験票送付用封筒

定型封筒(角型2号)に受験者の住所・氏名を記載し、120円分の切手を貼り付けたものを同封すること。

## d 履歴書

本人自筆の上、写真を貼り付けること。

## e 調査書等

出身高等学校長が作成した調査書又は卒業証明書で、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当調査書を提出できない者は、当該試験の成績証明書をもって調査書に代える。

## (7) 提出期間

平成28年11月17日（木）から同月30日（水）まで。郵送の場合は、出願期間の最終日付の消印まで有効とする。

## (i) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県農政環境部農林水産局林務課 森林大学校開設班

## カ 合格発表

平成28年12月22日（木）午前10時に兵庫県庁掲示板において掲示するとともに、同日同時刻に県ホームページにおいても公表する。また、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問合せには一切応じない。

## キ 受験についての問合せ先

兵庫県農政環境部農林水産局林務課 森林大学校開設班  
電話 (078) 362-3601、3603

## (3) 後期一般入学試験

## ア 試験日時

平成29年2月10日（金）午前9時から  
ただし、(2)及び(3)の合格者で定員に達した場合は実施しない。

## イ 試験場所

神戸市中央区下山手通6-3-28  
兵庫県中央労働センター

## ウ 試験科目

## (7) 筆記試験

- a 国語（古文及び漢文を除く。）
- b 数学 I

## (i) 面接試験

## エ 受験資格

本県の森林林業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、40歳以下（平成29年4月1日現在）の者で、次のいずれかに該当する者

- (7) 学校教育法に規定する高等学校を卒業した者（平成29年3月卒業見込の者を含む）

- (f) 知事がこれらと同等以上の学力があると認めた者
- オ 受験手続
  - (7) 募集要項の請求
 

封筒表面に「募集要項請求」と朱書き、返信用封筒（角形2号〔縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル〕以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、250円分の切手を貼り付けたもの）を同封し、農政環境部農林水産局林務課宛てに申し込むこと。
  - (4) 提出書類
 

次の書類を郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料2,200円は、出願書類の受付後、受験票とあわせて納付書を送付するので、納付書に記載する期日までに、納付書に記載する金融機関で納入し、領収書を試験当日に持参すること。

    - a 入学願書
    - b 受験票
 

氏名、出身高等学校名を記入し、写真は履歴書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。
    - c 受験票送付用封筒
 

定型封筒(角型2号)に受験者の住所・氏名を記載し、120円分の切手を貼り付けたものを同封すること。
    - d 履歴書
 

本人自筆の上、写真を貼り付けること。
    - e 調査書等
 

出身高等学校長が作成した調査書又は卒業証明書で、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当調査書を提出できない者は、当該試験の成績証明書をもって調査書に代える。
  - (7) 提出期間
 

平成29年1月12日（木）から同月25日（水）まで。郵送の場合は、出願期間の最終日付の消印まで有効とする。
  - (e) 提出先
 

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県農政環境部農林水産局林務課 森林大学校開設班
- カ 合格発表
 

平成29年2月17日（金）午前10時に兵庫県庁掲示板において掲示するとともに、同日同時刻に県ホームページにおいても公表する。また、受験者には可否にかかわらず書面により通知する。電話による問合せには一切応じない。
- キ 受験についての問合せ先
 

兵庫県農政環境部農林水産局林務課 森林大学校開設班  
電話 (078) 362-3601、3603



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年8月5日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 ニッケパークタウン
  - 所在地 加古川市加古川町寺家町173番地1号ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により加古川市から聴取した意見の概要
  - 周辺生活環境の保全について
    - (1) 騒音予測の結果は規制基準を下回る結果となっているため、周辺生活環境への影響は軽微と考えられる。
    - (2) 操業中は荷さばき音の低減、大型車のアイドリング音の防止等、周辺生活環境の保全に十分努められた

い。苦情が発生した場合は、迅速に、かつ誠意をもって対応されたい。また、早朝における騒音の発生は苦情の原因となりやすいため、特に配慮されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成28年 8 月 5 日から 1 月間



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡播磨町北本荘七丁目1006番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市平岡町土山1215番地の 1  
兵庫不動産センター株式会社 代表取締役 井 上 謙 二
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成28年 3 月 7 日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第 1 - 27号（27播磨）

病 院 局 公 告

入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

平成28年 8 月 5 日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

- 1 入札に付する事項
  - (1) 工事名  
県立柏原・柏原赤十字統合新病院に係る排水路付替等工事（以下「本件工事」という。）
  - (2) 工事場所  
丹波市氷上町石生（旧氷上工業団地内）
  - (3) 工事概要  
排水構造物工（用水路）：ボックスカルバート396メートル  
構造物撤去工：1 式 ほか
  - (4) 工期  
平成29年 1 月17日限り
  - (5) 最低制限価格  
有
  - (6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格  
無
  - (7) 入札方式  
制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）
  - (8) 契約締結予定日  
平成28年 9 月上旬
  - (9) 支払条件  
ア 前払金 有



- イ 中間前払金 有
- ウ 部分払 有（履行期間中2回以内とする。）
- エ 中間前払と部分払の選択該当工事の別 有

## 2 応募方法

単独企業による。

## 3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者であって、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

### (1) 資格要件

ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の一般競争入札参加資格の工種が一般土木工事であること。

エ 営業所の所在地に関する要件として、兵庫県丹波県民局管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有していること。

オ 入札参加資格格付等級又は総合評定値に関する要件として、確認基準日に有効な兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）の一般土木工事における格付等級がA又はB等級の者であること。

カ 技術・社会貢献評価数値に関する要件として、入札参加資格者名簿の一般土木工事における資格格付要領第4条の規定による技術・社会貢献評価数値を有する者であって、その合計点数が110点以上であること。

ただし、入札参加資格者名簿の一般土木工事における兵庫県発注工事成績を有しない者は、次の①又は②の工事成績（特別共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）を1件に限り申請できる。その場合、一般土木工事における技術・社会貢献評価数値の合計点数に、入札参加資格確認の際に工事成績評定通知書の写しによって申請された工事成績を換算基準（注2）により換算した点数を加算した点数が110点以上であること。

① 国土交通省近畿地方整備局発注（各事務所発注分を含む。）の工事。ただし、入札参加資格の一般土木工事に該当し、平成23年度から平成27年度までの間に完成したもので、施工場所の全部又は一部が兵庫県内であるものに限る。

② 神戸市発注の工事。ただし、入札参加資格の一般土木工事に該当するもので、平成23年度から平成27年度までの間に完成したのものに限る。

キ 同種工事の施工実績又は専門性の有無に関する要件については、特に無いものとする。

ク 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

コ 本工事に係る設計業務等の受注者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本工事に係る設計業務等の受注者 株式会社佐藤総合計画

(ウ) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(エ) 代表権を有する役員が、当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている者

サ 兵庫県発注の一般土木工事に係る低入札価格調査工事を下記6(1)の提出期限の日（確認基準日）までに完了しない者は、一般土木工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

シ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

なお、確認基準日において有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日まで失効する場合は、資格確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

### (2) 配置予定技術者の要件

- ア 建設業法第26条に規定する土木工事業の技術者の資格を有する者を適正に配置すること。  
また、配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3ヶ月以上の雇用関係）がある者であって、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。
- イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。  
また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。  
なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。ただし、本件工事及び他の工事の契約希望金額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条に定める金額未満である場合は、この限りではない。
- ウ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に配置すること。  
なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置技術者を変更することを認めない。
- (3) 入札保証金  
不要
- (4) その他  
入札参加資格の確認基準日は、入札参加申込み期限日とする。
- 4 建設工事請負契約書等の閲覧
- (1) 閲覧期間  
平成28年8月5日（金）から同月31日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（午後0時から午後1時までを除く。）
- (2) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所等）  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1（兵庫県庁西館2階）  
兵庫県病院局企画課（病院整備班）  
電 話 （078）341-7711（代表） 内線3475  
F A X （078）351-2883
- 5 設計図書の交付
- (1) 交付期間  
平成28年8月5日（金）から同月31日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 交付場所  
兵庫県ホームページ [http://web.pref.hyogo.lg.jp/bk01/kaibara\\_haisuiro.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/bk01/kaibara_haisuiro.html)
- 6 提出資料様式等の交付
- (1) 交付期間  
平成28年8月5日（金）から同月31日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 交付場所  
前記5(2)に同じ（県ホームページ）。
- 7 入札参加受付
- (1) 提出期間  
平成28年8月5日（金）から同月22日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（午後0時から午後1時までを除く。）
- (2) 提出場所  
前記4(2)に同じ（兵庫県庁西館2階、兵庫県病院局企画課）
- (3) 提出部数  
1部
- (4) 提出資料等  
制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書（様式3号の5）
- (5) 提出方法  
持参又は郵送とする。いずれも締切日の午後5時必着のこと。
- (6) その他

- ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。
- イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申込書等は、返却しない。
- エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

## 8 質問書（様式任意）の受付

### (1) 受付期間

平成28年8月5日（金）から同月23日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（午後0時から午後1時までを除く。）

### (2) 提出場所

前記4(2)に同じ（兵庫県庁西館2階、兵庫県病院局企画課）

### (3) 提出方法

必ず書面にて持参、郵送又はファックスにより提出すること。いずれも締切日の午後5時必着のこと。

## 9 回答書の閲覧

### (1) 閲覧期間

平成28年8月26日（金）から同月31日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（午後0時から午後1時までを除く。）

### (2) 閲覧場所

前記5(2)に同じ（県ホームページ）。

## 10 入札手続等

### (1) 入札及び開札の日時

平成28年9月1日（木）午後2時

### (2) 入札及び開札の場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1  
兵庫県庁西館1階小入札室

### (3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

### (4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者宛ての委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記11において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）

(ロ) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違

反し無効となった者以外の者

シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、11(2)入札参加資格確認資料の提出期間中に、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書及び落札候補者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出すること。

(5) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(6) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約当事者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記(1)の日時に、上記(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き替え、又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

11 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札参加資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号の2に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(4) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受注者関係

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

## c 設計業務受注者関係

本工事に係る設計業務の受注者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

## (9) 国土交通省近畿地方整備局又は神戸市発注の工事成績

入札公告における入札参加資格要件として、技術・社会貢献評価数値の合計点数が要件となっている場合に、入札参加資格者名簿の入札公告で示す工種における兵庫県発注工事成績を有しない者が、国土交通省近畿地方整備局（各事務所発注分を含む。）又は神戸市発注の工事成績（入札公告により定められたもの。）を申請するときは、様式19号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

## a 工事成績評定通知書の写し

## b 一般財団法人日本建設情報総合センター登録内容確認書（工事实績）の写し

## c 入札参加資格者名簿の入札公告で示す工種に分類されることが確認できる設計書等の写し（bにおいて確認できる場合は不要。）

## d 施工場所が兵庫県内であることを確認できる契約書等の写し（国土交通省近畿地方整備局発注工事のみ。（bにおいて確認できる場合は不要。））

## ウ 提出方法

前記4(2)の場所に持参する。

## エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

## オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

## カ 提出された資料は返却しない。

## キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

## ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

## 12 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容及び履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

## 13 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に建設工事請負契約書を締結すること。

(2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

## 14 契約保証金

落札者は、契約締結までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

(1) 契約保証金に代わる、担保となる有価証券等の提供があったとき。

(2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。

(3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。

(4) 兵庫県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。

## 15 支払条件

## (1) 前金払

保証事業会社と前金払に関し保証契約をした者に対しては、請負代金額の10分の4以内の前金払を行う。ただし、工期が2か年度以上にわたる契約については、年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払予定額の10分の4以内の前金払を行う。

## (2) 中間前金払と部分払の選択

落札者は、契約締結までに、中間前金払を受けるか部分払を受けるかを選択する（契約締結後、この選択を変更することはできない）。この場合において、中間前金払を選択したときには部分払を受けることができず、部分払を選択したときには中間前金払を受けることはできない。

## (3) 中間前金払

部分払を選択せずに中間前金払を選択した者が、前金払を受けた後、契約担当者から次の要件を全て満たしていることについて認定を受け、保証事業会社と中間前金払に関し保証契約をした場合には、請負代金額の10分の2以内の前金払を行う。ただし、工期が2か年度以上にわたる契約については、年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の2以内の中間前金払を行う。

① 工期の2分の1を経過していること。

② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

## (4) 部分払

中間前金払を選択せずに部分払を選択した者は、入札公告に示す回数以内の部分払を請求することができる。なお、兵庫県の都合により契約工期を変更した場合は、変更後の工期に応じて部分払の回数を変更することができる。

## 16 その他

(1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。

(2) 工事の施工にあたっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。

(3) 契約を締結した者は、次のア、イを兵庫県に提出すること。

ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

(4) (3)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。

(5) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(6) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

(7) 入札結果については、落札決定日の翌日までに公表する。結果の公表は、前記4(2)における閲覧とする。

## 公 安 委 員 会 告 示

## 兵庫県公安委員会告示第238号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成28年8月5日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬章夫

- 1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級  
交通誘導警備業務 2 級
- 2 実施日時及び実施場所
  - (1) 実施日時  
平成28年11月12日（土）午前9時から午後5時まで
  - (2) 実施場所  
兵庫県明石市荷山町1649番地の2  
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 3 受検定員  
30人
- 4 受検要件  
次のいずれかに該当する者
  - (1) 兵庫県内に住所を有する者
  - (2) 兵庫県内の営業所に属する警備員
- 5 検定試験の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 車両等の誘導に関すること。
    - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 車両等の誘導に関すること。
    - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
  - (1) 申請期間  
平成28年8月15日（月）から同年10月28日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時30分まで）
  - (2) 申請窓口  
申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。
    - ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
    - イ 兵庫県内の営業所に属する警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
  - (3) 提出書類
    - ア 検定申請書 1 通
    - イ 次に掲げるいずれかの書面 1 通
      - (イ) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面
      - (ロ) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面
    - ウ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚
  - (4) 申請方法
    - ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。
    - イ 申請は、原則として検定を受けようとする本人が行うものとする。
    - ウ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。
- 7 手数料  
14,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

8 携行品

印鑑及び筆記用具

9 受検についての問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線3046